

6-4  
548VI  
519

## 学生補導体制の確立について

### 教授方法の工夫改善

1、教授は学生に対する講義、実習等の教授活動を工夫改善して、学生に対する学問研究への興味と熱心を高めてこれに専念させるようにつとめ、從来よりもそれは随りがちであったような教室授業に興味がないために一部の学生が学問研究以外の読活動に走るといったことのないようにつとめること。

2、教授は学生に対する教授方法を工夫、改善して学生の一般的教養や専門的知識の学力を養い、正しい自治的能力の涵養に資するような教育と指導を行うこと。

3、講義、実習等の教室活動と並んで、課外活動(文化団体、スポーツ団体等)は教育上意義があり、奨励すべきもので、新制大学の教育においては特に重視されている。従つて、課外活動も広義の大学教育の一部であるから軍に学生のみに放任することなく、教授をはじめ教職員も教室活動と同様に課外活動についても研究してその指導を分担し、これが健全な助長發揮にとめるここと。

### 二、補導機構の確立

#### ① 補導委員会

学生の補導に当つては学長、教授等が監督、研究者であると共に、教育者たるの自覚と責任をもつて、学校当局が一致して事に当ることは云うまでもないが、同時に直接これに衝に当るものとの組織、構成が充実、確立されなければならぬ。

例えば各学部から学部長や数名ずつの教授を選出して全学の委員会を作り、更に各学部には例えば、一〇名一一二の名の教授等を学部の委員会を作り、学生補導には全学及び各学部一致してこれに当る体制をと、又軍に形式的組織ではなく実効ある活動体としての機能を發揮させること。

#### ② 補導教官制度

学生数の少ない学部、学科ではその学部、学科の教授等が学生に直接接する機会が多いが、学生数が多いところではそこまでゆきとどかぬから、学生約一〇名一一二〇名に対しこの人の教授を補導教官として割当て、学生の相談に応じ指導に当らせる等の方法を用いて学生補導に当ること。

日高

62

## 厚生補導部会議

学生補導に関するいはゆる窓口として直接事務を担当する部局でありますから、人員を増員すると共に、特にその責任者には学生補導のために更に熱意と能力、手腕のある責任者を選てる。このためには、待遇を改善し地位を確立させる要のあらることは勿論である。

次に厚生補導部は、前記1、2、3のそれそれの棟梁が充分機能を發揮し得るように学生補導の資料を完全整備してなければならぬ。例えは日々の学生の学生指導要録へ累功記録の作成、情報の収集等である。

### 三、補導関係教職員の研修及び協議会の開催

#### 研究会

米口講師（六名）の来援を得て去る九月から約一年間に亘り、約三ヶ月づつ東都大学、大井大学、東京大学を会場として順次大学の補導関係教職員の研究会を行つてゐる。

これは補導の任に当る教職員に専門的な知識と技能を授け、もつて補導の適切を期そうとするもので、四回からは東大で行う。

#### 2、地区別研究集会

石の外に、同じく補導関係教職員のために、全口八プロツクで約一週間毎月の補導上の諸問題解決の研究集会を行う。

#### 3、補導部課長連絡協議会

補導部課の責任者が從来から大部省の後援で自主的に、各地区で毎月一回、少くとも春秋年二回、補導上の連絡協議会を行つてゐるが、将來とも活潑に行はれるよう援助指導を行ふ。

#### 4、大学協会の補導関係委員会

口ハ公、私の各大学協会でも、学生補導に関する委員会を作つて研究しているが、文部省としても将来積極的にこれを援助する。

#### ④、学園の政治的中立性の確保

○、学長をはじめ教授その他教職員が一派と守つて学園の政治的中立性維持のために努力、自らの活動を慎み、最も学生に悪影響を及ぼすような活動を行はずに留意すること。

○、学長、教授その他の教職員が、学園の政治的中立性を侵すよう妄動のあつた場合には

113

学内で自発的、自主的に適切な措置をするようにつとめること。

3、學内における學生の集会、行事等で、政治的活動を因的とするものに厳禁するとともに、  
政治的色彩を帶びるあそれからある集会、行事等の許可については學校當局は充分研究に責  
任をもつて慎重に行うこと。

4、學内における政治的團体は嚴禁し、文化團体や學政新聞等についても政治的色彩を帶び  
ないよう、學校當局は留意し、これらに違反するものや非法團体は嚴に取締ること。

#### 五、學内秩序の維持確保

1、學内新聞、學生の自治團体（文化、運動團体）等についても學生のみに放任することは  
なく、學校當局がこれに用心をよせ、例えば教授等をして單に形式的な顧問としてだけなく、民  
現実に責任をもつて指導し導くよう指導教授を以てつけること。

2、學生大会や、學生の自治團体等の運営については、少數者の独裁に懲らしむことなく、民  
主的方法で運営を行はるよう、學校當局は指導すること。その為には、規則を以て規約  
に不適當なもの加勢すれば改正させ、學生の運法精神を高めさせること。

3、學生は學校といふ社会と共同生活を営むものであるから、學生の行動は學校社会の秩序  
に従つて行うべきことは勿論である。學生はいか故に特權的意識を是正させ、學生はいか  
にありべきか、學内秩序の維持に関する學生の運営責任感を徹底させること。

4、學内における非命法団体の活動、不当なビラ撒布、貼紙、無許可の集会、行事等につ  
ては、學校當局がこれを防止及び禁止を勧め、違反者の取締、処罰の厳に行い。必要か  
みるときは時宜を失せ本警察當局に連絡し、差し押さえをとめること。

5、學校内の秩序と雖も一般社會全体の秩序維持の一環として考へらるべきことけ当然  
である。而かも警察は治安維持の最終責任者である。従つて學校内と雖も學校における學  
問の自由、教育の自主性を害ほば限りに於て學校の治安維持の任に警察も当るがて反る  
。學内の治安維持のため、學校と警察との両者は、相互に理解と信頼と協力精神をもつて  
連絡を密にすようにつとめること。

## 六、学生のための厚生機関事業の強化

現在多くの学生の普通的生活の困難は、陰に陽に学生の精神活動に大きな影響を与えてゐる。

従つて学生のため次のような厚生機関事業を強化する二点は、学生補導上重要な事である。

### 1. 有志資金（奨学金）

日本青年会の奨学金予算は、二十七年度は、大学生の二〇%強、高専生の約三%に奖学金交付を行つたことが出来る。又あるが、文部省としては將来これを増強すると共に、地方公共団体、民間、学校等の奨学団体の増強を勧奨し、又他面學校の授業料减免の範囲を拡張するように努める。

### 2. アルバイト斡旋

アルバイトを希望する学生のために、大学や、学徒機関は直接その斡旋に当つているが、これが活動を益々活潑に拡張充実する。

### 3. 消費の節減

学生の出費負担の軽減を目的とする学生消費生活協同組合アセ等が、現在若干の大学で行つてはいるが、多くの大学に本アセや、学校生産工場を設けることを指導助成して、消費生活の安定を計る。

### 4. 健康管理

現在、國立大学の学生には定期の健康診断書にフリーフリーカードの一冊を負担し、又レンタルゲンのない大学には来年度中にナシとモーテルブーフのレンタルゲンを購入設置する予定であるが、学校等局は学生の保健衛生に留意して学生健康相談所を設置しどの他適切な健康管理を行ひ、学生の健康の維持増進に努める二点。

### 5. リクリエーション等

学生のスポーツを振興し、運動会、親睦会、学生と教授との座談会その他リクリエーションヨニヤ文化講演等を盛んに行つたこと。

### 6. 厚生施設、設備

寄宿舎、学生木ドル、その他学生のための厚生施設、設備の整備充実に努めるのは古どより、これらについては設置者、学校等に多く予算を必要とするので、直ちにこれが実施の困難なものもあることは予想されるが、遠次シガリした計画のもとにその実現をはかるよう努める二点。